| 項目         |                |                          |                                   |                             | ;   | 現行               |              |            |          |                               |       | 改訂             |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
|------------|----------------|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---|------------------|--------------|------------|----------|-------------------------------|-------|----------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------|------------|--------------|-------------------------------|
| 第2編 総論     | 【告示】(          | (用語の定義)                  |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       | 【告示】(用語の定義)    |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| 第1章 総則     | 第一条            | この告示にお                   | いて使用する                            | る用語は                        | 、港湾の  | か施設の技            | 術上の基         | 基準を定       | める省合     | 令(平成十九年                       | 国土交   | 第一条            | この告示にお                      | いて使用する                            | る用語に             | は、港湾の                           | の施設の打                         | 支術上の                 | 基準を定       | どめる省         | 令 (平成十九年国                     |
| 2.1.5 要求性能 | 通省令領           | 第号。」                     | 以下「省令」                            | という。                        | ) におい   | 、て使用す            | る用語の         | の例によ       | るほか      | 、次の各号に掲                       | げる用   | 通省令            | ·第十五号。以                     | 下「省令」                             | という。             | ) におい                           | ヽて使用す                         | トる用語の                | の例によ       | るほか、         | 次の各号に掲げる                      |
| の分類        | 語の定            | 養は、それぞ                   | れ当該各号に                            | こ定める                        | ところに  | こよる。             |              |            |          |                               |       | 語の定            | 義は、それぞ                      | れ当該各号                             | に定める             | るところ                            | による。                          |                      |            |              |                               |
| P.45       |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| 第2編 総論     |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| 第1章 総則     |                | 表 -2.5.2                 | ! 施設又は構造形                         | /式ごと、並                      | びに、設計料  | 伏態及び照査す          | 質目ごとに想       | 定される性      | 能照査の方    | f法 (1/4)                      |       |                | 表 -2.5.2                    | ! 施設又は構造形                         | (式ごと、並           | がに、設計:                          | 状態及び照査                        | 項目ごとに想               | 定される性      | 能照査の方        | 法 (1/4)                       |
| 2.5 性能照査   |                |                          |                                   |                             |   | 想定されるけ           | 性能照查法        |            |          | 当該性能照査の方法に準じ<br>ることができる施設     |       |                |                             |                                   |                  |                                 | 想定される                         | 性能照查法                |            |              | 当該性能照査の方法に準じ<br>ることができる施設     |
| P.55       | 施設             | 50.514246                | 077-tr-III                        |                             | 生設計法<br>レベル3信頼  | _                | 過去の設計法における   | 類似の構造      |          |                               |       | 施設             |                             |                                   |                  | 性設計法 レベル3信頼                     |                               | 過去の設計<br>法における       | 類似の構造      |              |                               |
| P.99       | 又は<br>構造形式     |                          | 照查項目                              | レベル 1 信頼<br>性設計法<br>(部分係数法) | 7.1 信頼 性談計法 数値解析法 設定に基づ 形式や<br>注に基 (動的解析法) (前主的変形<br>(職主的変形 (歌式的な部 ) (形式的な部 | 形式や他基準に準じる方法     | 式や他基   経験的な判 |            |          | 又は<br>構造形式                    | 設計状態  | 照査項目           | レベル 1 信頼<br>性設計法<br>(部分係数法) | (確率的変形<br>量を考慮し                   | 数値解析法<br>(動的解析法) | 設定に基づ<br>く方法<br>(形式的な部<br>分係数法) | 親校の特別<br>形式や他基<br>準に準じる<br>方法 | 経験的な判<br>断に基づく<br>方法 |            |              |                               |
|            |                | 自重に関する永続状態<br>波浪に関する変動状態 |                                   | 0                           | た方法)<br>O   |                  | 33 (#38.02.) |            |          | 直立堤、重力式特殊防波堤、<br>防砂堤、突堤、導流堤 等 |       |                | 自重に関する永続状態<br>波浪に関する変動状態    |                                   | 0                | た方法)<br>O                       |                               | 分配級法                 |            |              | 直立堤、重力式特殊防波堤、<br>防砂堤、突堤、導流堤 等 |
|            | \n_====        | レベル1地震動に関する              | 側、基礎地盤の支持力                        | 0                           | 滑動  |                  |              |            |          |                               |       |                | レベル1地震動に関する                 | 側、基礎地盤の支持力                        | 0                | 滑動                              |                               |                      |            |              |                               |
|            | 温成堤            | 変動状態<br>偶発状態             | 側、基礎地盤の支持力<br>変形量/損傷              |                             |   | 0                | 0            |            |          |                               | )进办44 | 湿成堤            | 変動状態                        | 例、基礎地盤の支持力<br>変形量/損傷              |                  |                                 | 0                             | 0                    |            |              |                               |
|            |                | -                        | 天端高、静穏度等                          |                             |   | レベル2地震動          |              |            | 0        |                               |       |                | -                           | 天端高、静穏度等                          |                  |                                 | レベル2地震動                       |                      |            | 0            |                               |
|            |                | 自重に関する永続状態<br>波浪に関する変動状態 | 上部工の滑動及び転                         |                             |   |                  | 0            |            |          | 按石式護岸 等                       |       |                | 自重に関する永続状態<br>波浪に関する変動状態    | 上部工の滑動及び転                         |                  |                                 |                               | 0                    |            |              | -                             |
|            | 傾斜堤            | レベル 1 地震動に関する<br>変動状態    | 倒、地盤等の破壊<br>上部工の滑動及び転<br>倒、地盤等の破壊 |                             |   | 0                | 0            |            |          |                               |       | 傾斜堤            | レベル1地震動に関する                 |                                   |                  |                                 | 0                             | 0                    |            |              |                               |
|            |                | <b>偶発状態</b>              | 上部工の滑動及び転<br>側、地盤等の破壊             |                             |   | O<br>レベル 2 地震動   | ○            |            |          |                               |       |                | 変動状態<br>偶発状態                | 倒、地盤等の破壊<br>上部工の滑動及び転<br>倒、地盤等の破壊 |                  |                                 | O<br>レベル2地震動                  | り の                  |            |              | -                             |
|            | 杭式防波堤          | -<br>全般                  | 天端高、静穏度等                          |                             |   | D (70 = 75,3845) | 0            |            | 0        |                               |       | 杭式防波堤          | -<br>-                      | 天端高、静穏度等                          |                  |                                 | U-170 = 38.66.50.             | 0                    |            | 0            |                               |
|            | 軟弱地盤着底式<br>防波堤 |                          |                                   |                             |   |                  | 0            |            |          |                               |       | 軟弱地盤着底式<br>防波堤 |                             |                                   |                  |                                 |                               | 0                    |            |              |                               |
|            | 護岸             | 全般                       |                                   |                             |   |                  |              | ○<br>係留施設等 |          | 堤防、胸壁、防潮堤 等                   |       | 護岸             | 全般                          |                                   |                  |                                 |                               |                      | ○<br>係智施設等 |              | 堤防、胸壁、防瀬堤 等                   |
|            | <b>岡門</b>      | 全般                       |                                   |                             |   |                  | 0            | を参照        |          | 水門等                           |       | 間門             | 全般                          |                                   |                  |                                 |                               | 0                    | を参照        |              | 水門等                           |
|            | いるわけで          | 照査をO印で表示。なま「はない。なお、表中に」  |                                   |                             |   |                  |              |            | であり、 これぶ | 以外の適切な方法による照査                 | を否定して | いるわけっ          | 5照登をO印で表示。なる<br>ではない。なお、表中に |                                   |                  |                                 |                               |                      |            | ್ಹಾಶಿ ವಿಗಾಭಿ | 外の適切な方法による照査を否定               |
| 第3編 作用及    | 〔解説〕           |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       | 〔解説〕           |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| び材料強度条     | (1)津流          | 皮の設定                     |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       | (1) 津          | 波の設定                        |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| 件編         | 施設の            | の性能照査に                   | 用いる設計簿                            | 津波及び                        | 設計津波  | 皮を超える            | 規模の引         | 蛍さを有       | する津泊     | 波は、再現期間                       | が数十   | 施設             | か性能照査に                      | 用いる設計                             | 津波及び             | が設計津                            | 波を超え                          | る規模の                 | 強さを有       | 有する津         | 波は、再現期間が                      |
| 第2章気象・     | 年から            | 百数十年の発                   | 生頻度の高い                            | *津浪の                        | 規模以上  | ことし、当            | 該施設0         | )重要度       | に応じ      | て適切に設定す                       | る。    | 年から            | 百数十年の発                      | 生頻度の高い                            | い津波の             | )規模以                            | 上とし、                          | 当該施設                 | の重要原       | 度に応じ         | て適切に設定する                      |
| 海象         |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| 5 津波       |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
| P.235      |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |
|            |                |                          |                                   |                             |   |                  |              |            |          |                               |       |                |                             |                                   |                  |                                 |                               |                      |            |              |                               |

第3編 作用及 (7) 津波の波力 び材料強度条 件編

第2章気象・

海象 5 津浪

 $P.237 \sim 238$ 

直立壁に作用する津波力は、図-5.2 のように与えてもよい。静水位上 $\eta^*$ =3.0 $a_I$ の高さで p=0、静水 位で $p=2.2\rho_0ga_I$ となる直線分布で、静水位以下は、一様な波圧分布とする $^{3}$ 。

$$\eta^* = 3.0a_I$$
 (5. 3)

$$p_1 = 2.2 \rho_0 g a_I \tag{5.4}$$

$$p_u = p_1 \tag{5.5}$$

ここに、

n\*:静水面上の波圧作用高さ (m)

a<sub>I</sub>: 入射津波の静水面上の高さ(振幅) (m)

ρωg:海水の単位体積重量 (kN/m³)

p1:静水面における波圧強度 (kN/m²)

*pu*:前面下端における揚圧力 (kN/m²)

なお、静水面は段波津波の場合には段波来襲直前の水位にとる。

非砕波の津波の場合には、入射津波の波高 HIとすれば、

$$H_I = 2a_I \tag{5. 6}$$

である。ただし、防波堤がある条件で数値シミュレーションを行うと、堤体前面では反射波により津波 波高は、防波堤のない場合のほぼ2倍になる。この場合には、堤体前面における静水面から測った最高 水位を入射波高に等しいとして用いてもよい。

また、津波が分裂する場合の津波力の算定法が実験結果に基づき示されている 5。

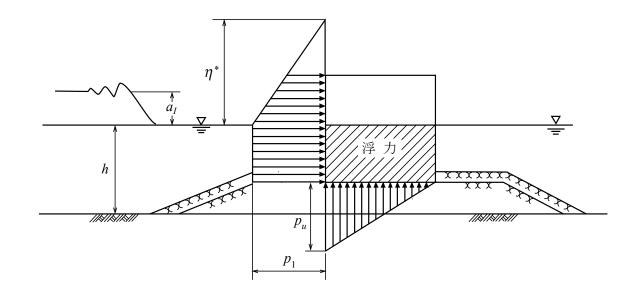


図-5.2 津波波力の考え方

# (7) 津波の波力

#### ① 津波波力の算定手順

直立壁に作用する津波波力は、津波シミュレーションの有無、波状段波、越流の発生の有無を考慮 して適切に設定する。津波シミュレーションを実施する場合、図-5.2 に示す算定手順をもとにして 波力算定式を用いることができる。

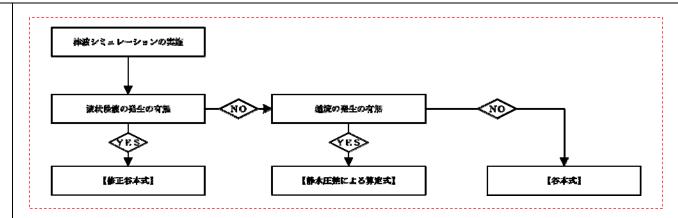


図-5.2 直立壁に作用する津波波力の算定手順

#### ② 津波波力式の適用の考え方

(a) 波状段波が発生する場合

津波は、まず段波状かそうでないかに分類でき、波長の長い津波先端部が短周期の複数の波に分裂 (ソリトン分裂) しながら段波形状になった波状段波については、衝撃段波波力が極めて大きな値となり、谷本式では明らかに過小評価になるため適用できない 5)。海底勾配が非常に緩やかであると波状段波となり、また、波高水深比(津波高さ/水深)が小さい場合や海底勾配が比較的急な場合には段波にはならない。

このため、波状段波が発生する場合には、津波波力が大きくなるため、これに対応した修正した 谷本式(修正谷本式)を波力算定に適用することができる。波状段波波力を考慮する条件は、おお むね入射津波高さが水深の30%以上(シミュレーション等による津波高さが水深の60%以上)で、 かつ海底勾配が1/100以下程度の遠浅である場合と考えることができる。

- (b) 波状段波が発生しない場合で、かつ越流が発生しない場合 (a)に示す波状段波が発生しない場合で、かつ越流が発生しない場合には、谷本式を適用することができる。
- (c) 波状段波が発生しない場合で、かつ越流が発生する場合

(a)に示す波状段波が発生しない場合で、かつ越流が発生する場合には、ケーソン前面と背面に作用する静水圧差を補正した算定式を適用することができる。なお、若干越流している状態に静水圧差による算定式を適用する場合は、それより水位の低い越流直前の状態に谷本式を適用した方が高い波力となる可能性があるため、両者を比較の上、適切に適用する必要がある。

- ③ 津波シミュレーションを行う場合の静水面の設定 基準水面は一般的に朔望平均満潮面(H.W.L.)を基準水面として取り扱う。
- ④ 谷本式及び修正谷本式における入射津波の静水面上の高さの設定 防波堤に作用する津波波力を求めるための津波高さの算定にあたっては、防波堤を考慮した数値シ ミュレーションを行うことを原則とする。

谷本式に用いる  $a_I$  (入射津波の静水面上の高さ) は、数値シミュレーション等による津波高さ (静水面からの高さ) の 1/2 を入射津波高さと定義し、波力算定にはこれを用いるものとする。

なお、一般に、津波高さという場合には、浸水等の影響を考慮するための水位(反射波の影響を含む)である。したがって、これらの津波高さについても、原則としてその 1/2 の値を入射津波高さ $a_I$ とする。こうした津波高さは、一般に T.P.上の水位で表されていることが多いので、設計潮位(通常は H.W.L.)上の高さに換算してから 1/2 にする必要がある。

# ⑤ 津波波力の算定式

(a) 修正谷本式 (静水面の無次元波圧強度を 3.0 に割増した谷本式)

静水位上 $\eta^*=3.0a_I$ の高さでp=0、静水位で $p=3.0
ho_0ga_I$ となる直線分布で、静水位以下は、一様な波圧分布とする $^{5}$ 。

1) 背面の水位が押し波時に静水面より下がらない場合

$$\eta^* = 3.0a_I$$
(5. 3)
$$p_1 = 3.0\rho_0 g a_I$$
(5. 4)
$$p_u = p_1$$
(5. 5)

ここに、

η\*:静水面上の波圧作用高さ (m)

 $a_I$ : 入射津波の静水面上の高さ(振幅)(m)

 $ho_0 g$ : 海水の単位体積重量  $(kN/m^3)$   $p_1$ : 静水面における波圧強度  $(kN/m^2)$ 

 $p_u$ : 直立壁前面下端における揚圧力 (kN/m²)

なお、浮力については前面静水面を背面まで考慮した場合の容積(斜線の部分)として計算する。

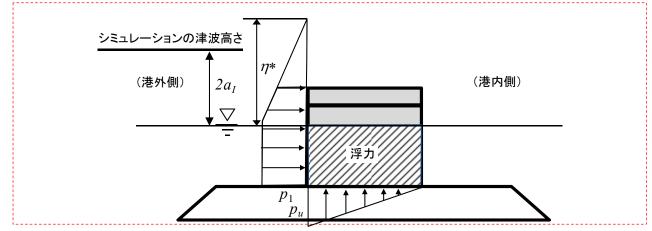


図-5.3 修正谷本式による津波波力の考え方

(背面の水位が押し波時に静水面より下がらない場合)

2) 背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合

背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合には(引き波初動時あるいは 2 波目以降に限る)、必要に応じて下がった水位で検討を行う。

$$\eta^* = 3.0a_I \qquad (5.6)$$

$$p_1 = 3.0\rho_0 g a_I \qquad (5.7)$$

$$p_2 = \rho_0 g \eta_B \qquad (5.8)$$

$$p_u = p_1 \qquad (5.9)$$

$$p_L = p_2 \qquad (5.10)$$

ここに、

η\*:静水面上の波圧作用高さ (m)

 $\eta_B$ : 直立壁背面で静水面から下がった水位 (m)  $a_I$ : 入射津波の静水面上の高さ(振幅)(m)

ροg:海水の単位体積重量 (kN/m³)

 $p_1$ :静水面における波圧強度 (kN/m²) *p*<sub>2</sub>: 直立壁背面における負圧 (kN/m<sup>2</sup>) シミュレーションの津波高さ (港外側)  $2a_I$  $\downarrow \bigcirc$ 

 $p_u$ : 直立壁前面下端における揚圧力 (kN/m²)  $p_L$ : 直立壁背面下端における揚圧力  $(kN/m^2)$ 

なお、浮力については前面静水面を背面まで考慮した場合の容積(斜線の部分)として計算する。

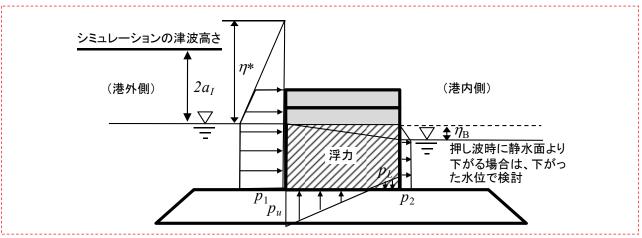


図-5.4 修正谷本式による津波波力の考え方 (背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合)

#### (b) 谷本式

静水位上 $\eta^*=3.0a_I$ の高さでp=0、静水位で $p=2.2
ho_0 ga_I$ となる直線分布で、静水位以下は、一 様な波圧分布とする3)。

1) 背面の水位が押し波時に静水面より下がらない場合

$$\eta^* = 3.0a_1$$

$$p_1 = 2.2\rho_0 g a_1$$

$$p_u = p_1$$
(5. 11)
(5. 12)

ここに、

η\*:静水面上の波圧作用高さ (m)

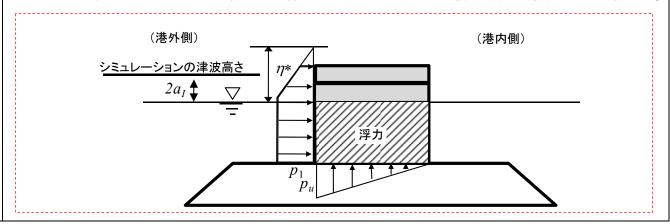
 $a_I$ : 入射津波の静水面上の高さ(振幅)(m)

ροg: 海水の単位体積重量 (kN/m³)

 $p_1$ :静水面における波圧強度 (kN/m²)

*pu*: 直立壁前面下端における揚圧力 (kN/m²)

なお、浮力については前面静水面を背面まで考慮した場合の容積(斜線の部分)として計算する。



# 図-5.5 谷本式による津波波力の考え方

(背面の水位が押し波時に静水面より下がらない場合)

2) 背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合

背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合には(引き波初動時あるいは 2 波目以降に限

る)、必要に応じて下がった水位で検討を行う。

$$\eta^* = 3.0a_I \tag{5. 14}$$

$$p_1 = 2.2 \rho_0 g a_I \tag{5.15}$$

$$p_2 = \rho_0 g \eta_B$$
 (5. 16)  
 $p_u = p_1$  (5. 17)

$$p_L = p_2 \tag{5. 18}$$

ここに、

η\*:静水面上の波圧作用高さ (m)

 $\eta_B$ : 直立壁背面で静水面から下がった水位 (m)

a<sub>I</sub>: 入射津波の静水面上の高さ(振幅)(m)

ροg: 海水の単位体積重量 (kN/m³)

 $p_1$ : 静水面における波圧強度  $(kN/m^2)$  $p_2$ : 直立壁背面における負圧  $(kN/m^2)$ 

 $p_u$ : 直立壁前面下端における揚圧力  $(kN/m^2)$   $p_L$ : 直立壁背面下端における揚圧力  $(kN/m^2)$ 

なお、浮力については前面静水面を背面まで考慮した場合の容積(斜線の部分)として計算する。

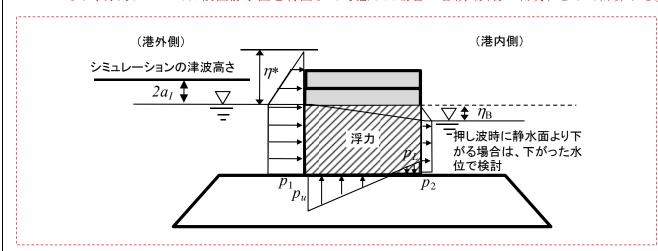


図-5.6 谷本式による津波波力の考え方

(背面の水位が押し波時に静水面より下がる場合)

#### (c) 静水圧差による算定式

$$p_1 = \alpha_f \rho_0 g(\eta_f + h')$$

$$p_2 = \frac{\eta_f - h_c}{\eta_f + h'} p_1$$

$$p_3 = \alpha_r \rho_0 g(\eta_r + h')$$

(5.21)

# (8) 津波の流速

津波は風波と異なり海表面から海底面までの海水が運動する。津波による海水の動きは一般的には海表面から海底面まで一様であり、その流速 u は式 (5.7)によって与えられる。次式が示すように津波の流速は水深が浅くなるほど速くなる。

$$u = \frac{C\eta}{h} = \eta \sqrt{\frac{g}{h}} \tag{5.7}$$

ここに、

η: 平常潮位を基準とした津波による海面変動 (m)

C:波速 (m/s)

h:水深(m)

g: 重力加速度  $(m/s^2)$ 

#### ここに、

 $p_1$ : 直立壁前面の底面における波圧強度  $(kN/m^2)$ 

p2: 直立壁前面の天端面における波圧強度 (kN/m²)

p3: 直立壁背面の底面における波圧強度 (kN/m²)

ροg: 海水の単位体積重量 (kN/m³)

h': 直立壁の底面の水深 (m)

 $h_c$ :静水面から直立壁天端面までの高さ (m)

ηf: 直立壁前面の静水面からの津波高さ (m)

 $\eta_r$ : 直立壁背面の静水面からの津波高さ (m)

 $\alpha_f$ : 直立壁前面の静水圧補正係数  $\alpha_r$ : 直立壁背面の静水圧補正係数

水理模型実験による検証から、前面の静水圧補正係数 $\alpha_f$ に 1.05、背面の静水圧補正係数 $\alpha_r$ に 0.9 を使用することができる  $^{5\cdot1}$ 。

なお、浮力については水没している堤体全体(前面水位を背面まで考慮した場合の容積:斜線の部分)として計算する。揚圧力は考慮しない。

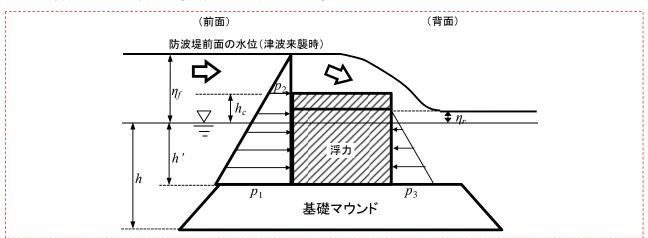


図-5.7 静水圧差による算定式による津波波力の考え方

#### (8) 津波の流速

津波は風波と異なり海表面から海底面までの海水が運動する。津波による海水の動きは一般的には海表面から海底面まで一様であり、その流速 u は式(5.22)によって与えられる。次式が示すように津波の流速は水深が浅くなるほど速くなる。

$$u = \frac{C\eta}{h} = \eta \sqrt{\frac{g}{h}} \tag{5. 22}$$

ここに、

η: 平常潮位を基準とした津波による海面変動 (m)

C: 波速 (m/s)

h:水深(m)

g: 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>)

第3編 作用及 び材料強度条 件編

第 2 章 気象· 海象 5 津浪

P.240~241

(12) 施設の性能照査に使用する津波の考え方

津波被害を防止又は軽減する対策をたてるためには、対象地域の津波を想定し、適切な数値計算、模 型実験等によるシミュレーションによって津波高、遡上高、到達時刻等を推定する必要がある。

施設の性能照査に使用する津波は、対象地域における既往の津波による浸水記録に基づく最大の津波 又は想定される最大の津波を考慮し、海岸の景観・環境、海岸の利用、経済性等の地域の実状から選択 される規模の津波とする。想定津波としては、次のものが考えられる。

- ① 対象地域における既往最大津波
- ② 比較的多くのデータが揃っている近年の津波で、防災上適切と考えられる規模の津波
- ③ 地震空白域における想定地震に基づいた津波

ただし、地域住民の生命、財産等を守る防護施設として、当該地域において起こりうる最大規模の想 定津波に対する施設の安全性や防護性能を評価することが重要である。このため、当該地域における 既往地震の断層モデル等に基づいた数値計算によって算定された当該地域に来襲すると想定される最 大規模の津波についても、防護性能や安全性を確認しておく必要がある。

また、多くの場合、津波来襲前に地震の影響を受けるため、施設の耐震性を考慮することが重要であ る。

なお、近年、GPS で直接ブイに取り付けられたアンテナの位置座標を、1 秒以下の短いサンプリング 間隔で計測し、津波や波浪・高潮・潮汐などの広範な周期の海面変動を計測することができる、GPS ブ イシステムが開発されており、大水深海域における津波の観測記録として、施設の性能照査への活用が 期待できる。

#### [参考文献]

5) 池野正明、松山昌史、田中寛好:ソリトン分裂津波の大陸棚上での変形とその防波堤設計波圧に関する 実験的研究,海岸工学論文集 第 45 巻,pp.366~370,1998

(12) 発生頻度の高い津波と最大クラスの津波

津波対策を構築するにあたっては、二つのレベルの津波を想定する 21)。

発生頻度の高い津波は、対象地域における既往最大津波、比較的多くのデータが揃っている近年の 津波で防災上適切と考えられる規模の津波、地震空白域における想定地震に基づいた津波を適切に踏 まえて設定する。なお、設計津波の水位の設定方法 22) を踏まえ、痕跡高や歴史記録・文献等の調査 で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定 頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生する津波を設定する方法も参考とすることができる。

最大クラスの津波は、出来るだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査し、古文書等 の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査等の科学的知見に基づく調査を行い、その調査結 果を対象地域の防災の観点から幅広く整理・分析し、あらゆる可能性を考慮して設定する 23)。なお、 中央防災会議により公表された津波断層モデルを参考とすることができる。

これらの津波は、対象地域の港湾管理者及び海岸管理者等の関係者間で十分に調整を図った上で、 地域防災計画等を踏まえ適切に設定する。

(13) 施設の性能照査に使用する津波の考え方

港湾の施設の設計において作用として考慮する津波には、施設の安定性を照査するための設計津波 と、偶発対応施設の防波堤、防潮堤、水門、閘門、護岸、堤防、胸壁、廃棄物埋立護岸において、構造 上の工夫を施すことで可能な限り、粘り強く施設の安定を保ち、減災効果の発揮や被災直後から港内の 静穏度を確保することを目指す、設計津波を超える規模の強さを有する津波がある。

設計津波については、再現期間が数十年から百数十年の発生頻度の高い津波の規模以上の津波を設定 するものであるが、一般的には発生頻度の高い津波を設定する場合が多いと考えられる。発電所等の重 要度が著しく高い施設を守る場合や、人・財産・産業等の極度に集積している地域を守る場合などは、 当該施設の重要度に応じて、最大クラスの津波も踏まえて適切に設定する必要がある。

設計津波を超える規模の強さを有する津波については、最大クラスの津波までの範囲内で、可能な限 り、粘り強く施設の安定を保つための構造上の工夫に要する費用とその効果の観点、当該施設の重要度 に応じて、適切な規模の津波を設定する必要がある24)。

また、多くの場合、津波来襲前に地震の影響を受けるため、この地震動に対する施設の耐震性を確保 するとともに、津波の作用による性能照査時において、地震動及び地殻変動による施設の沈下量、変形 量、残存耐力等の影響を考慮することが重要である。

なお、GPS 波浪計は、直接ブイに取り付けられたアンテナの位置座標をサンプリング間隔 1 秒で計 測することが可能なことから、津波による海面変動を計測することができる<sup>25)</sup>。このため、GPS波浪 計で得られた津波による海面変動の観測結果は、その海域における伝搬計算の検証データとして活用で きる。

#### [参考文献]

- 5) 池野正明、松山昌史、榊山勉、柳沢賢:ソリトン分裂と砕波を伴う津波の防波堤に作用する波力評価 に関する実験的研究,海岸工学論文集 第52巻,pp.751~755,2005
- 5-1) 有川太郎, 佐藤昌治, 下迫健一郎, 富田孝史, 辰巳大介, 廉慶善, 高橋研也: 釜石湾口防波堤の津 波による被災メカニズムの検討一水理特性を中心とした第一報一、港湾空港技術研究所資料 No.1251, pp.40 $\sim$ 43, 2012

21)永井紀彦・小川英明・寺田幸博・加藤照之・久高将信:GPSブイによる沖合の波浪・津波・潮位観測、 21)交通政策審議会:港湾における地震・津波対策のあり方(答申)~島国日本の生命線の維持に向けて

|   | 土木学会,海岸工学論文集 第50巻,pp.1411~1415,2003 22)永井紀彦:波浪観測網の強化による海の安全の確保-GPS波浪計2006年度より配備開始!-,土木学会、土木学会誌 第91巻第9号(2006.9号),pp.78~79,2006  | <ul> <li>~, 2012.6.13</li> <li>22)農林水産省,国土交通省:設計津波の水位の設定方法等について,2011.7.8</li> <li>23)中央防災会議:東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告,2011.9.28</li> <li>24)国土交通省港湾局:防波堤の耐津波設計ガイドライン,2013.9</li> <li>25)河合弘泰,佐藤真,川口浩二,関克己:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震津波の特性,港湾空港技術研究所報告,Vol.50, No.4, pp.3~63,2011</li> </ul>  |
|---|--|---|
| 第3編 作用及<br>び材料強度条<br>件編<br>第4章 地震<br>1 地震動<br>P.354     | なお、港湾の施設の中には、地震動に引き続いて津波が到来するような状況を想定し、その場合の性能が規定されるようなものも存在する。このとき、津波と組み合わせる地震動は、必ずしも、当該港湾で想定される最も強い地震動(レベル2地震動)でなくても良い場合がある。例えば、ある港湾で、内陸活断層地震と海溝型地震の両者が想定され、内陸活断層地震に対してより強い揺れが想定されるものとする。このとき、内陸活断層地震は津波を伴わないので、内陸活断層地震による地震動の直後に津波が到来するといった状況を想定することは不合理であり、過大な投資につながる。そこで、レベル2地震動以外に、津波に先行する地震動を評価する必要のある場合がある。その場合の地震動の評価方法は、対象地震がレベル2対象地震から津波の原因となる地震に変更されるだけであって、以下に述べる評価方法はそのまま適用することができる。 | なお、設計津波を設定し、設計津波とそれに先行する地震動に対して性能を規定する場合、設計津波と組み合わせる地震動は、必ずしも、当該港湾で想定される最も強い地震動(レベル2 地震動)ではない場合がある。例えば、ある港湾で、内陸活断層地震と海溝型地震の両者が想定され、内陸活断層地震に対してより強い揺れが想定されるものとする。このとき、内陸活断層地震は津波を伴わないので、内陸活断層地震による地震動の直後に津波が到来するといった状況を想定することは不合理であり、過大な投資につながる。そこで、レベル2 地震動以外に、設計津波に先行する地震動を評価する必要のある場合がある。その場合の地震動の評価方法は、対象地震がレベル2 対象地震から設計津波の原因となる地震に変更されるだけであって、以下に述べる評価方法はそのまま適用することができる。 |
| 第4編 施設編<br>第4章外郭施<br>設<br>2 防波堤に共<br>通する事項<br>P.818     | (7) 津波の掃流力により、開口部に設置された潜堤の天端部が被災を受けるすること、及び、基礎マウンド等を通る海水等の流れが生じて基礎マウンド及びその下部の地盤が洗掘されることがあるので、必要に応じて、適切な洗掘防止対策を行う必要がある。   | (7) 津波の掃流力により、開口部に設置された潜堤の天端部が被災を受けること、及び、基礎マウンド等を通る海水等の流れが生じて基礎マウンド及びその下部の地盤が洗掘されることがあるので、必要に応じて、適切な洗掘防止対策を行う必要がある。  |
| 第4編 施設編<br>第4章外郭施<br>設<br>2 防波堤に共<br>通する事項<br>P.819     | 表-2.2.1 偶発対応施設の重力式防波堤の性能規定及び設計状態   | 表-2.2.1 偶発対応施設の重力式防波堤の性能規定及び設計状態  |
| 第4編 施設編<br>第4章外郭施<br>設<br>2 防波堤に共<br>通する事項<br>P.820~821 | ③ 主たる作用が津波の偶発状態 (a) 地震動による影響の考慮  | ③ 主たる作用が設計津波の偶発状態 (a) 地震動による影響の考慮 設計津波に関する性能照査に当たっては、想定する設計津波が対象施設の近傍を震源とする地震により発生する場合において、当該施設が、設計津波の作用を受ける前に、当該地震による地震動の作用を受けることを適切に考慮する必要がある。ここで、このような場合には、設計津波に先行する地震動の作用による影響を考慮した上で、設計津波に関する性能照査を行う必要がある。なお、  |

このような場合に想定される設計津波に先行する地震動は、必ずしもレベル二地震動と同一ではな

定される津波に先行する地震動は、必ずしもレベル二地震動と同一ではないことに注意が必要であ

る。

#### (b) 防波堤に求められる機能

主たる作用が津波の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該防波堤の機能のみならず、背後の護岸や水門等の外郭施設及び周辺のその他の施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防災面でのソフト対策等を総合的に考慮する必要がある。

#### ④ 主たる作用が偶発波浪の偶発状態

#### (a) 損傷の程度

主たる作用が津波の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、②(a)(主たる作用がレベル二地震動の偶発状態に対する堤体の許容残留変形量の設定)の考え方に準じることができる。

#### (2) 偶発対応施設の浮防波堤

#### ① 概説

偶発対応施設の浮防波堤の性能規定及び設計状態(偶発状態に限る)に関する設定は表-2.2.2 の とおりである。

表-2.2.2 偶発対応施設の浮防波堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定

| 省      |     |    | 要求 |   | 設計划         | <b></b> | 照査項目                 | 標準的な限界値の指標                       |      |                     |  |
|--------|-----|----|----|---|-------------|---------|----------------------|----------------------------------|------|---------------------|--|
| 条 項    | 5 号 | 条  | 項  | 号 | 性能          | 状態      | 主たる作用                | 従たる作用                            | 思重視日 | 保中がよ欧外胆の指係          |  |
| 14 1 2 | 3   | 34 | 2  | 4 | 安全性・修復性 安全性 |         | 1.2地震動<br>津波<br>偶発波浪 | 自重、水圧<br>自重、水圧、水<br>の流れ<br>自重、水圧 | 定性   | 係留アンカー等の抵抗力(水平, 鉛直) |  |

#### ② 防波堤に求められる機能

主たる作用が津波及び偶発波浪の偶発状態に対する係留アンカー等の安定性の照査に当たっては、 津波又は偶発波浪によって浮体構造物が漂流して周辺に重大な影響を及ぼさないような配慮が必要で ある。

#### [参考文献]

いことに注意が必要である。

#### (b) 防波堤に求められる機能

主たる作用が<mark>設計津波</mark>の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該防波堤の機能のみならず、背後の護岸や水門等の外郭施設及び周辺のその他の施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防災面でのソフト対策等を総合的に考慮する必要がある。

#### ④ 主たる作用が偶発波浪の偶発状態

#### (a) 損傷の程度

主たる作用が<mark>偶発波浪</mark>の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、②(a)(主たる作用がレベル二地震動の偶発状態に対する堤体の許容残留変形量の設定)の考え方に準じることができる。

⑤ 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する安定性

設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する安定性を検討する耐津波設計については、**防波堤の耐津波設計ガイドライン** <sup>12)</sup>を参照することができる。ただし、同ガイドラインにおいて対象とする構造形式は混成堤及び消波ブロック被覆堤であり、これ以外の構造形式については、適切に検討する必要がある。

#### (2) 偶発対応施設の浮防波堤

#### ① 概説

偶発対応施設の浮防波堤の性能規定及び設計状態(偶発状態に限る)に関する設定は**表-2.2.2**のとおりである。

表-2.2.2 偶発対応施設の浮防波堤の性能規定及び設計状態 (偶発状態に限る) に関する設定

|   | á  | 省令 |   |    | 告示 |   | 要求          |    | 設計場                   | 能                                | 照査項目 | 標準的な限界値の指標         |
|---|----|----|---|----|----|---|-------------|----|-----------------------|----------------------------------|------|--------------------|
| - | 条  | 項  | 号 | 条  | 項  | 号 | 性能          | 状態 | 主たる作用                 | 従たる作用                            | 思重項目 | 保牛の水水が低の指標         |
|   | 14 | 2  | 3 | 34 | 2  | 4 | 安全性・修復性 安全性 | 偶発 | L2地震動<br>設計津波<br>偶発波浪 | 自重、水圧<br>自重、水圧、水<br>の流れ<br>自重、水圧 | 定性   | 係留アンカー等の抵抗力(水平,鉛直) |

#### ② 防波堤に求められる機能

主たる作用が<mark>設計津波</mark>及び偶発波浪の偶発状態に対する係留アンカー等の安定性の照査に当たっては、<mark>設計津波</mark>又は偶発波浪によって浮体構造物が漂流して周辺に重大な影響を及ぼさないような配慮が必要である。

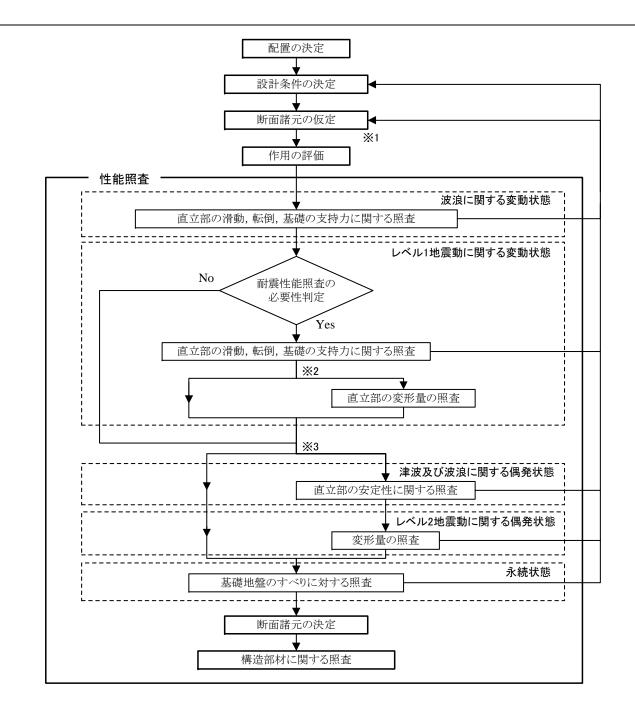
### [参考文献]

12)国土交通省港湾局:防波堤の耐津波設計ガイドライン,2013.9

第 4 編 施設編 第 4 章 外郭施 設

3 通常の防波

P.825

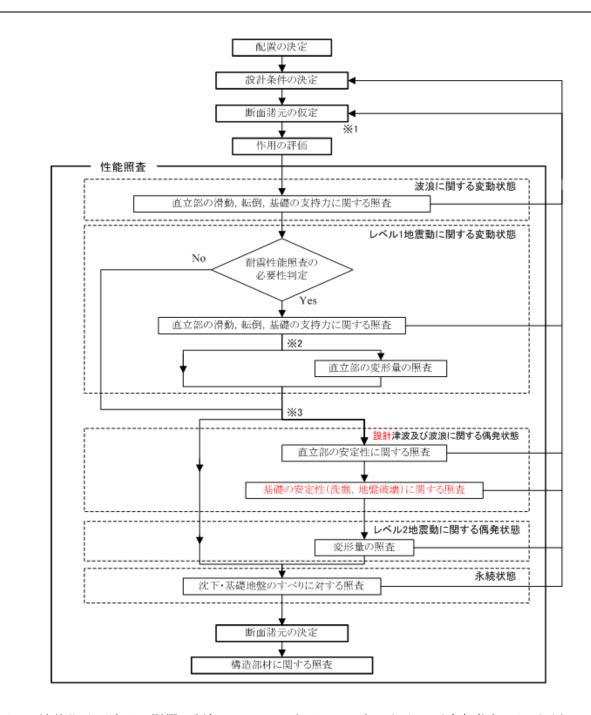


※1: 液状化及び沈下の影響の評価については表示していないため、別途考慮する必要がある。

※2: 必要に応じて、レベル1地震動に対して動的解析による変形量の検討を行うことができる。なお、 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設にあっ ては、動的な検討により変形量の検討を行うことが望ましい。

※3: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、 必要に応じて偶発状態に対する照査を行うことが望ましい。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、 直背後に危険物を取り扱う施設等があり、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場 合に行う。

図-3.1.1 混成堤の性能照査順序の例



※1: 液状化及び沈下の影響の評価については表示していないため、別途考慮する必要がある。

※2: 必要に応じて、レベル1地震動に対して動的解析による変形量の検討を行うことができる。なお、 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設にあっては、動的な検討により変形量の検討を行うことが望ましい。

※3: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、 偶発状態に対する照査を行うことが必要である。偶発状態に対する照査等は、2.3 偶発対応施 設の防波堤による。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、直背後に危険物を取り扱う施設等があ り、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場合に行う。

図-3.1.1 混成堤の性能照査順序の例

| 第4編 施設編<br>第4章外郭施<br>設<br>3 通常の防波<br>堤<br>P.829     |
|---|
|   |
| 第4編 施設編<br>第4章外郭施<br>設<br>3 通常の防波<br>堤<br>P.847~848 |
| 1.01. 010   |

(1) 混成堤の安定性の照査において考慮する事項

混成堤は堤体の重量によって安定を保つものであるので、一般に次の事項について検討する。

- ① 直立部の滑動
- ② 直立部の転倒
- ③ 基礎地盤の支持力
- ④ 地盤のすべり
- ⑤ 沈下
- ⑥ レベル1地震動に関する安定

これらの性能照査に用いる部分係数は、(7) 滑動、転倒、基礎地盤の支持力破壊及び円弧すべりに対する性能照査及び部分係数の表-3.1.1 を参照する。

また、レベル 2 地震動に関する偶発状態に関する性能照査は(17) レベル 2 地震動に対する性能照査による。津波に関する偶発状態に関する性能照査は(18) 津波に対する性能照査による。

(1) 混成堤の安定性の照査において考慮する事項

混成堤は堤体の重量によって安定を保つものであるので、一般に次の事項について検討する。

- ① 直立部の滑動
- ② 直立部の転倒
- ③ 基礎地盤の支持力
- ④ 地盤のすべり
- ⑤ 沈下
- ⑥ レベル1地震動に関する安定

これらの性能照査に用いる部分係数は、(7) 滑動、転倒、基礎地盤の支持力破壊及び円弧すべりに対する性能照査及び部分係数の表-3.1.1 を参照する。

また、レベル 2 地震動に関する偶発状態に関する性能照査は(17) レベル 2 地震動に対する性能照査による。設計津波に関する偶発状態に関する性能照査は(18) 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する性能照査による。

編 施設編 (18) 津波に対する性能照査

① 津波に対する性能照査にあたっては、6 津波防波堤を参照することができる。

合には、必要に応じて、構造解析係数を1.0以上の適切な値に設定するべきである。

i波 ② 部分係数

津波に関する偶発状態における混成堤の直立部の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討に用いる部分係数については、表-3.1.5の数値を参考にすることができる。ただし、表-3.1.5に示す値は、偶発作用として、施設の建設地点において想定される最大級の津波波力を設定した場合の標準値である。よって、津波波力の特性値の算定にあたり不確実性が想定される場

(18) 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する性能照査

- ① 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する性能照査にあたっては、6 津波 防波堤を参照することができる。
- ② 部分係数

設計津波に関する偶発状態における混成堤の直立部の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討に用いる部分係数については、表-3.1.5の数値を参考にすることができる。ただし、表-3.1.5に示す値は、偶発作用として、施設の建設地点において想定される設計津波波力を設定した場合の標準値である。よって、設計津波波力の特性値の算定にあたり不確実性が想定される場合には、必要に応じて、構造解析係数を適切な値に設定するべきである。

設計津波を超える規模の強さを有する津波に関する混成堤の直立部の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討については、照査において滑動安全率等が1.0を上回るレベルとすることが一つの目安になると考えられる。

表 - 3.1.5 津波に対する性能照査で用いる部分係数

|           |                                 |                      | γ    | α | $\mu X_k$ | V |
|-----------|---------------------------------|----------------------|------|---|-----------|---|
|           | <i>γ</i> <sub>f</sub>           | 摩擦係数                 | 1.00 | _ | -         | _ |
|           | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 津波波力                 | 1.00 | _ | _         | _ |
|           |                                 | r <sub>m</sub> =1.5  | 1.00 |   | _         | _ |
| ) <u></u> | $\gamma_{nl}$                   | $r_{\rm w}=2.0, 2.5$ | 1.00 | _ |           |   |
| 滑動        |                                 | H.H.W.L.             | 1.00 |   |           |   |
| 1 20      | $\gamma_{w_{nc}}$               | RC の単位体積重量           | 1.00 | _ | _         | _ |
|           | $\gamma_{w_{ne}}$               | NC の単位体積重量           | 1.00 |   |           |   |
|           | $\gamma_{w_{\text{mand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量          | 1.00 |   |           |   |
|           | γ.                              | 構造解析係数               | 1.00 | _ | _         | _ |
|           | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 津波波力                 | 1.00 | _ | _         | _ |
|           |                                 | r <sub>w</sub> =1.5  | 1.00 |   |           |   |
|           | $\gamma_{nl}$                   | $r_{\rm w}=2.0, 2.5$ | 1.00 | _ |           |   |
| 転倒        |                                 | H.H.W.L.             | 1.00 |   | _         | _ |
| 倒         | $\gamma_{w_{nc}}$               | RC の単位体積重量           | 1.00 |   | <u> </u>  |   |
|           | $\gamma_{w_{\mathrm{xc}}}$      | NC の単位体積重量           | 1.00 |   | ]         |   |
|           | $\gamma_{w_{\text{iand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量          | 1.00 |   |           |   |
|           | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数               | 1.00 | _ | _         | _ |
| 基         | $\gamma_{P_N}$                  | 津波波力                 | 1.00 | _ | _         | _ |
| 姫         | Ϋ́q                             | 分割細角の上載荷重            | 1.00 |   |           |   |
| 盤         | %'                              | 分割細片重量               | 1.00 |   |           |   |
| \$        | Yeard'                          | 地盤強度:せん断抵抗角の         | 1.00 |   |           |   |
| 基礎地盤の支持力  | γ <sub>e</sub> .                | <b>地盤強度:粘着力</b>      | 1.00 |   |           |   |
|           | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数               | 1.00 |   |           |   |

 $*1: \alpha:$  感度係数、 $\mu | X_a:$  平均値の偏り(平均値/特性値)、V: 変動係数である。

※2: RC:鉄筋コンクリート、NC:無筋コンクリートである。

※3: 水深変化緩/急:海底勾配 1/30 未満/以上

※4: rwは、既往最高潮位(H.H.W.L.)と朔望平均満潮位(H.W.L.)の比である。

# (19) 偶発波浪に対する性能照査

偶発波浪に対する性能照査は、偶発波浪による作用を適切に評価したうえで、波浪に関する変動状態の照査に準じることができる。ただし、静的な釣り合いに基づいて照査を行う場合の部分係数については、表-3.1.5に示される津波に対する性能照査に用いる部分係数を準用することができる。

表-3.1.5 設計津波に対する性能照査で用いる部分係数

|                 |                                 |                            | γ    | α | $\mu  X_k$ | V |
|-----------------|---------------------------------|----------------------------|------|---|------------|---|
|                 | <b>%</b>                        | 摩擦係数                       | 1.00 | _ | _          | - |
|                 | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 設計津波波力                     | 1.00 | - | ı          | 1 |
|                 |                                 | r <sub>w</sub> =1.5        | 1.00 |   |            | 1 |
|                 | $\gamma_{nl}$                   | $r_{\rm w}=2.0, 2.5$       | 1.00 | _ |            |   |
| 滑動              |                                 | H.H.W.L.                   | 1.00 |   | _          | 1 |
| 動               | γ <sub>w<sub>nc</sub></sub>     | RC の単位体積重量                 | 1.00 |   |            | - |
|                 | $\gamma_{w_{nc}}$               | NC の単位体積重量                 | 1.00 |   |            |   |
|                 | $\gamma_{W_{\text{mand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量                | 1.00 | _ | _          | _ |
|                 | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数(設計津波)               | 1.20 |   |            | - |
|                 | /4                              | 構造解析係数(偶発波浪)               | 1.00 | _ | -          | 1 |
|                 | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 設計津波波力                     | 1.00 | _ | _          | ı |
|                 |                                 | <i>r</i> <sub>w</sub> =1.5 | 1.00 |   |            |   |
|                 | $\gamma_{vd}$                   | $r_{w}=2.0, 2.5$           | 1.00 | _ |            |   |
| l <sub>≢≠</sub> |                                 | H.H.W.L.                   | 1.00 |   | _          | _ |
| 転倒              | γ <sub>w<sub>n</sub></sub>      | RC の単位体積重量                 | 1.00 |   |            | _ |
|                 | $\gamma_{w_{nc}}$               | NC の単位体積重量                 | 1.00 |   |            |   |
|                 | $\gamma_{w_{\text{eand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量                | 1.00 | _ | _          | _ |
|                 | Y <sub>a</sub>                  | 構造解析係数(設計津波)               | 1.20 |   |            |   |
|                 | 74                              | 構造解析係数(偶発波浪)               | 1.00 | _ | _          | _ |
| 基               | $\gamma_{P_N}$                  | 設計津波波力                     | 1.00 | _ | _          | _ |
| 一姫              | $\gamma_q$                      | 分割細片の上載荷重                  | 1.00 |   |            |   |
| 盤               | γ <sub>w</sub> .                | 分割細片重量                     | 1.00 |   |            |   |
| 安               | Ytang'                          | 地盤強度:せん断抵抗角の               | 1.00 |   |            |   |
| 基礎地盤の支持力        | γ <sub>e'</sub>                 | 地盤強度: 粘着力                  | 1.00 |   |            |   |
|                 | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数                     | 1.00 |   |            |   |

 $\kappa$ 1:  $\alpha$ : 感度係数、 $\mu$ X: 平均値の偏り(平均値/特性値)、 $\nu$ : 変動係数である。

※2: RC: 鉄筋コンクリート、NC: 無筋コンクリートである。

※3: 水深変化緩/急:海底勾配 1/30 未満/以上

※4: r<sub>w</sub>は、既往最高潮位(H.H.W.L.)と朔望平均満潮位(H.W.L.)の此である。

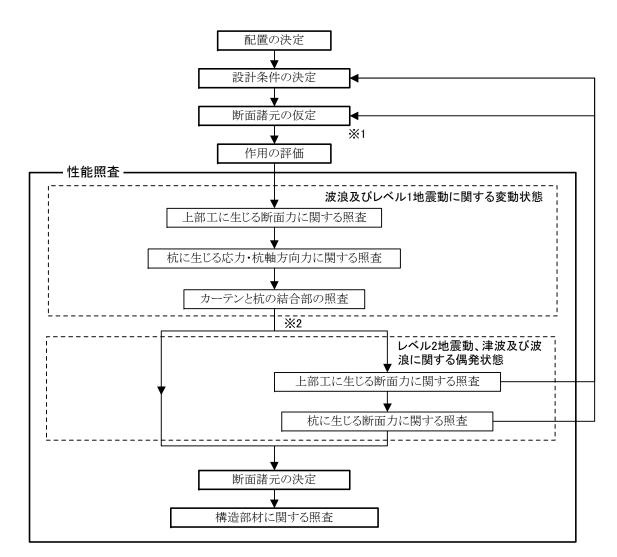
# (19) 偶発波浪に対する性能照査

偶発波浪に対する性能照査は、偶発波浪による作用を適切に評価したうえで、波浪に関する変動状態の照査に準じることができる。ただし、静的な釣り合いに基づいて照査を行う場合の部分係数については、表-3.1.5に示される設計津波に対する性能照査に用いる部分係数を準用することができる。

第 4 編 施設編 第 4 章 外郭施 設

3 通常の防波

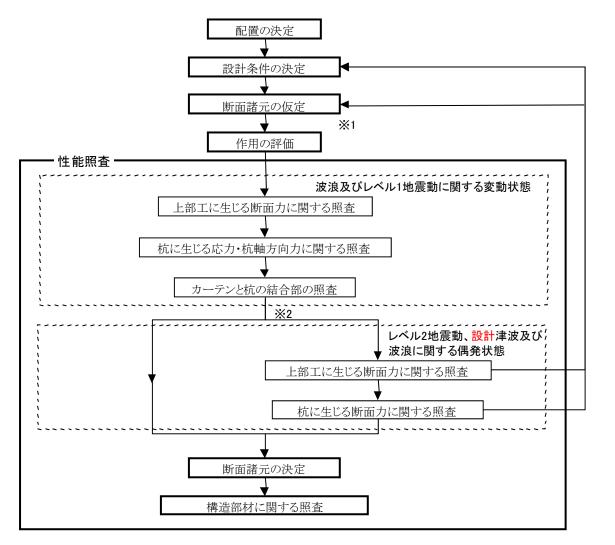
P.873



※1: 液状化の影響の評価については表示していないため、別途考慮する必要がある。

※2: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、 必要に応じて偶発状態に対する照査を行うことが望ましい。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、 直背後に危険物を取り扱う施設等があり、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場 合に行う。

図-3.8.1 杭式防波堤の性能照査順序の例



※1: 液状化の影響の評価については表示していないため、別途考慮する必要がある。

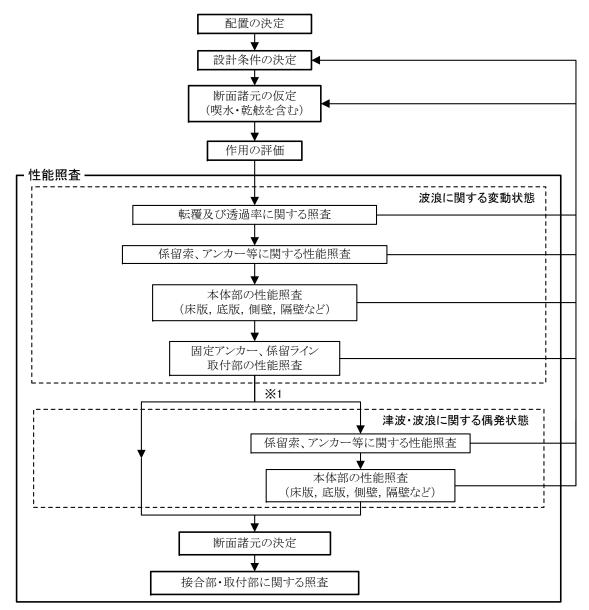
※2: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、 偶発状態に対する照査を行うことが必要である。偶発状態に関する照査等は、2.3 偶発対応施 設の防波堤による。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、直背後に危険物を取り扱う施設等が あり、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場合に行う。

図-3.8.1 杭式防波堤の性能照査順序の例

第 4 編 施設編 第 4 章 外郭施 設

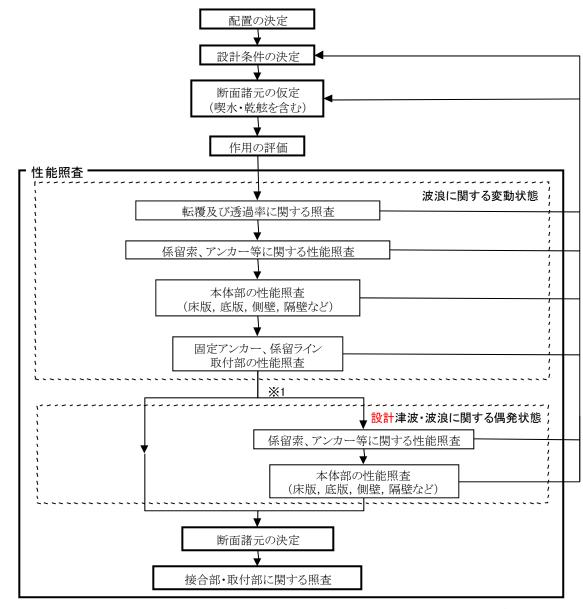
3 通常の防波 堤

P.881



※1: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、必要に応じて偶発状態に対する照査を行うことが望ましい。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、直背後に危険物を取り扱う施設等があり、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場合に行う。

図-3.10.1 浮防波堤の性能照査順序の例



※1: 当該施設の被災により人命及び財産並びに社会活動に重大な影響を及ぼすと想定される施設は、偶発状態に対する照査を行うことが必要である。偶発状態に対する照査等は、2.3 偶発対応施設の防波堤による。なお、波浪に関する偶発状態の照査は、直背後に危険物を取り扱う施設等があり、当該施設の被災により甚大な影響が及ぶと想定される場合に行う。

図-3.10.1 浮防波堤の性能照査順序の例

# 第 4 編施設編第 4 章外郭施

設

6 津波防波堤

P.889

#### 津波防波堤

津波防波堤については、構造形式に応じて、**3 通常の防波堤**に準じる他、以下によって性能照査を行うことができる。

#### 津波防波堤

- (1) 津波防波堤については、構造形式に応じて、3 **通常の防波堤**に準じる他、以下によって性能照査を 行うことができる。
- (2) 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する安定性を検討する耐津波設計については、**防波堤の耐津波設計ガイドライン** 1·1)を参照することができる。ただし、同ガイドラインにおいて対象とする構造形式は混成堤及び消波ブロック被覆堤であり、これ以外の構造形式については、適

#### 6.3 基本断面の設定

津波防波堤の天端高は、適切に設定された潮位において、波浪及び津波が作用した場合の越波に対して 必要な天端高とする必要がある。

#### 6.4 性能照査

- (1) 津波に関する偶発状態における津波防波堤の性能照査においては、一般に、直立部の滑動、転倒及び | (1) <mark>設計津波</mark>に関する偶発状態における津波防波堤の性能照査においては、一般に、直立部の滑動、転倒 基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討を行うものとする。
- (2) 津波に対する直立部の滑動及び転倒に対する安定性の検討にあっては、式(6.4.1)及び式(6.4.2)を用 いることができる。なお、以降の式において、記号 $\gamma$ はその添字に関する部分係数であり、添字k及び d はそれぞれ特性値及び設計用値を示す。

# 第4編 施設編 第 4 章 外郭施

6 津波防波堤

P.890

(3) 津波に対する基礎地盤の支持力不足による破壊に対する検討にあたっては、混成堤の波浪に関する変 動状態に準じて3.1.4 性能照査を参照することができる。ただし、照査に用いる部分係数は、以下 の(4)部分係数によるものとする。

(4) 部分係数

津波に関する偶発状態における津波防波堤の直立部の滑動、転倒及び基礎地盤の支持力不足による破 壊に対する安定性の検討に用いる部分係数については、表-6.4.1 の数値を参考にすることができる。 ただし、表-6.4.1 に示す値は、偶発作用として、施設の建設地点において想定される最大級の津波波 力を設定した場合の標準値である。ここで、津波波力の特性値の算定に当たり不確実性が想定される場 合には、構造解析係数として、1.2を設定している例がある。

切に検討する必要がある。

#### 6.3 基本断面の設定

津波防波堤の天端高は、適切に設定された潮位において、波浪及び設計津波が作用した場合の越波に対 して必要な天端高とする必要がある。

#### 6.4 性能照査

- 及び基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討を行うものとする。
- (2) 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する直立部の滑動及び転倒に対する安 定性の検討にあっては、式(6.4.1)及び式(6.4.2)を用いることができる。なお、以降の式において、記  $\beta$   $\gamma$  はその添字に関する部分係数であり、添字 k 及び d はそれぞれ特性値及び設計用値を示す。
- (3) 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する基礎地盤の支持力不足による破壊 に対する検討にあたっては、混成堤の波浪に関する変動状態に準じて3.1.4 性能照査を参照する ことができる。ただし、照査に用いる部分係数は、以下の(4)部分係数によるものとする。

#### (4) 部分係数

設計津波に関する偶発状態における津波防波堤(混成堤)の直立部の滑動、転倒及び基礎地盤の支持 力不足による破壊に対する安定性の検討に用いる部分係数については、表-6.4.1の数値を参考にする ことができる。ただし、表-6.4.1に示す値は、偶発作用として、施設の建設地点において想定される 設計津波波力を設定した場合の標準値である。よって、設計津波波力の特性値の算定にあたり不確実性 が想定される場合には、必要に応じて、構造解析係数を適切な値に設定するべきである。

設計津波を超える規模の強さを有する津波に関する津波防波堤(混成堤)の直立部の滑動、転倒及び 基礎地盤の支持力不足による破壊に対する安定性の検討については、照査において滑動安全率等が 1.0 を上回るレベルとすることが一つの目安になると考えられる。

第4編 施設編 第 4 章 外郭施 設

6 津波防波堤 P.891~892

表 - 6.4.1 津波防波堤の津波に対する性能照査で用いる部分係数

|          |                                 |                          | γ       | α | $\mu / X_k$ | V |
|----------|---------------------------------|--------------------------|---------|---|-------------|---|
|          | 74                              | 摩擦係数                     | 1.00    | _ | _           | _ |
|          | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 津波波力                     | 1.00    | _ | _           | _ |
|          |                                 | r <sub>wl</sub> =1.5     | 1.00    |   | _           | _ |
| ) a      | $\gamma_{nl}$                   | r <sub>w</sub> =2.0, 2.5 | 1.00    | _ |             |   |
| 滑動       |                                 | H.H.W.L.                 | 1.00    |   |             |   |
| ="       | $\gamma_{w_{nc}}$               | RC の単位体積重量               | 1.00    | _ | _           | _ |
|          | $\gamma_{w_{nc}}$               | NC の単位体積重量               | 1.00    |   |             |   |
|          | $\gamma_{w_{\text{mand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量              | 1.00    |   |             |   |
|          | γ.                              | 構造解析係数                   | 1.00 以上 | _ | _           | _ |
|          | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 津波波力                     | 1.00    | _ | _           | _ |
|          |                                 | r <sub>wl</sub> =1.5     | 1.00    |   | _           | _ |
|          | $\gamma_{nl}$                   | r <sub>w</sub> =2.0, 2.5 | 1.00    | _ |             |   |
| 転倒       |                                 | H.H.W.L.                 | 1.00    |   |             |   |
| 倒        | $\gamma_{w_{\rm xc}}$           | RC の単位体積重量               | 1.00    | _ | _           | _ |
|          | $\gamma_{w_{ne}}$               | NC の単位体積重量               | 1.00    |   |             |   |
|          | $\gamma_{w_{\text{mand}}}$      | 中詰め砂の単位体積重量              | 1.00    |   |             |   |
|          | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数                   | 1.00 以上 | _ | _           | _ |
| 基        | $\gamma_{P_N}$                  | 津波波力                     | 1.00    | _ | _           | _ |
| 旋<br>  班 | γ <sub>q</sub>                  | 分割細片の上載荷重                | 1.00    |   |             |   |
| 盤        | γ <sub>w</sub> .                | 分割細片重量                   | 1.00    |   |             |   |
| 基礎地盤の支持力 | Ytaný                           | 地盤強度:せん断抵抗角の             | 1.00    |   |             |   |
| 持        | γ <sub>e</sub> .                | 地盤強度: 粘着力                | 1.00    |   |             |   |
| "        | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数                   | 1.00以上  |   |             |   |

lpha: lpha: 感度係数、 $\mu | X_a$ : 平均値の偏り(平均値/特性値)、V: 変動係数である。

※2: RC:鉄筋コンクリート、NC:無筋コンクリートである。

※3: 水深変化緩/急:海底勾配 1/30 未満/以上

※4: rmは、既往最高潮位(H.H.W.L.)と朔望平均満潮位(H.W.L.)の比である。

## [参考文献]

#### 第4編 施設編 ⑤ 偶発対応施設の防潮堤

第 4 章 外郭施

9 防潮堤

P.899

設

偶発対応施設の防潮堤の諸元に関する性能規定は、想定する自然状況が津波及び偶発波浪である こと以外は、上記①から④に示している全ての防潮堤に共通する諸元に関する性能規定のとおり。

# [参考文献]

表-6.4.1 津波防波堤の設計津波に対する性能照査で用いる部分係数

|              |                                 |                      | γ       | α | $\mu X_k$ | V |
|--------------|---------------------------------|----------------------|---------|---|-----------|---|
|              | 79                              | 摩擦係数                 | 1.00    | _ | _         | _ |
|              | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 設計津波波力               | 1.00    | _ | _         | _ |
|              |                                 | r <sub>w</sub> =1.5  | 1.00    |   | -         | _ |
| <u>م</u> د ا | $\gamma_{nl}$                   | $r_{\rm w}=2.0, 2.5$ | 1.00    | _ |           |   |
| 滑動           |                                 | H.H.W.L.             | 1.00    |   |           | _ |
|              | $\gamma_{w_{nc}}$               | RC の単位体積重量           | 1.00    | _ | _         | - |
|              | $\gamma_{w_{nc}}$               | NC の単位体積重量           | 1.00    |   |           | _ |
|              | $\gamma_{W_{2\Delta ND}}$       | 中詰め砂の単位体積重量          | 1.00    |   |           | _ |
|              | γ.                              | 構造解析係数               | 1.20    | _ | _         | 1 |
|              | $\gamma_{P_N}$ , $\gamma_{P_U}$ | 設計津波波力               | 1.00    | _ | _         | - |
|              |                                 | r <sub>w</sub> =1.5  | 1.00    |   | -         | _ |
|              | $\gamma_{nl}$                   | $r_{\rm w}=2.0, 2.5$ | 1.00    | _ |           |   |
| 転倒           |                                 | H.H.W.L.             | 1.00    |   |           | _ |
| 倒            | $\gamma_{w_{nc}}$               | RC の単位体積重量           | 1.00    |   |           | _ |
|              | $\gamma_{w_{nc}}$               | NC の単位体積重量           | 1.00    |   | [         |   |
|              | $\gamma_{W_{2\Delta ND}}$       | 中詰め砂の単位体積重量          | 1.00    | _ | _         | _ |
|              | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数               | 1.20    | _ | _         | 1 |
| 綦            | $\gamma_{P_N}$                  | 設計津波波力               | 1.00    | _ | _         | _ |
| 一姫           | $\gamma_q$                      | 分割細片の上載荷重            | 1.00    |   |           |   |
| 盤            | %                               | 分割細片重量               | 1.00    | [ |           |   |
| 安            | Ytang"                          | 地盤強度:せん断抵抗角の         | 1.00    |   |           |   |
| 基礎地盤の支持力     | %·                              | 地盤強度: 粘着力            | 1.00    |   |           |   |
| "            | γ <sub>a</sub>                  | 構造解析係数               | 1.00 以上 |   |           |   |

 $\chi$ 1:  $\alpha$ : 感度係数、 $\mu X$ : 平均値の偏り(平均値/特性値)、V: 変動係数である。

※2: RC:鉄筋コンクリート、NC:無筋コンクリートである。

※3: 水深変化緩/急:海底勾配 1/30 未満/以上

※4: ruは、既往最高潮位(H.H.W.L.)と朔望平均満潮位(H.W.L.)の比である。

#### [参考文献]

1-1) 国土交通省港湾局:防波堤の耐津波設計ガイドライン, 2013.9

#### ⑤ 偶発対応施設の防潮堤

偶発対応施設の防潮堤の諸元に関する性能規定は、想定する自然状況がレベル二地震動、津波 及び偶発波浪であること以外は、上記①から④に示している全ての防潮堤に共通する諸元に関す る性能規定のとおり。

設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する安定性を検討する耐津波設計 については、**港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン**2を参照することができる。

# [参考文献]

2) 国土交通省港湾局:港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン, 2013.11

| 第4編 施設編   | (3) 偶発対応施設の水門   | (3) 偶発対応施設の水門   |
|-----------|---|---|
| 第 4 章 外郭施 | ① 偶発対応施設の水門の諸元に関する性能規定は、当該水門に求められる機能に津波による越流を制        | <br>  ① 偶発対応施設の水門の諸元に関する性能規定は、当該水門に求められる機能に <mark>設計津波</mark> による越流 |
| 設         | 御することが含まれていること以外は、(1)に示している全ての水門に共通する諸元に関する性能規定       | を制御することが含まれていること以外は、(1)に示している全ての水門に共通する諸元に関する性                      |
| 11 水門     | を準用するものとする。   | 能規定を準用するものとする。  |
| P.904     | ② 構造及び断面諸元  | ② 構造及び断面諸元  |
|           | 偶発対応施設の水門の性能照査に当たっては、想定される津波による越流を制御することができる          | 偶発対応施設の水門の性能照査に当たっては、想定される <mark>設計津波</mark> による越流を制御することがで         |
|           | ように、その構造及び断面諸元を適切に設定する必要がある。                          | きるように、その構造及び断面諸元を適切に設定する必要がある。                                      |
|           | ③ 損傷の程度   | ③ 損傷の程度   |
|           | (a) 偶発対応施設の水門の性能照査における、主たる作用がレベル二地震動、津波及び偶発波浪の偶       | (a) 偶発対応施設の水門の性能照査における、主たる作用がレベル二地震動、 <mark>設計津波</mark> 及び偶発波浪      |
|           | 発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該水門の機能のみならず、周辺の外郭          | <br>  の偶発状態に対する損傷の程度の限界値の設定に当たっては、当該水門の機能のみならず、周辺の                  |
|           | 施設及びその他の背後地を防護するための施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防災面          | <br>  外郭施設及びその他の背後地を防護するための施設の整備状況、並びに当該地域における減災・防                  |
|           | でのソフト対策等を総合的に考慮する必要がある。要求性能が修復性である偶発対応施設の水門に          | 災面でのソフト対策等を総合的に考慮する必要がある。要求性能が修復性である偶発対応施設の水                        |
|           | あっては、損傷の程度の限界値の設定に当たって、許容される修復期間を適切に考慮する必要があ          | 門にあっては、損傷の程度の限界値の設定に当たって、許容される修復期間を適切に考慮する必要                        |
|           | る。  | がある。  |
|           | (b) 津波に先行して作用する地震動による損傷の程度                            | (b) 設計津波に先行して作用する地震動による損傷の程度  |
|           | 要求性能が修復性である偶発対応施設の水門の津波の偶発状態に対する性能照査に当たっては、           | 要求性能が修復性である偶発対応施設の水門の設計津波の偶発状態に対する性能照査に当たっ                          |
|           | 津波に先行して作用する地震動による損傷がゲートの開閉が可能な程度に留まるように、限界値を          | ては、設計津波に先行して作用する地震動による損傷がゲートの開閉が可能な程度に留まるよう                         |
|           | 設定する必要がある。  | に、限界値を設定する必要がある。  |
|           | ④ 主たる作用が津波の偶発状態                                       | ④ 主たる作用が <mark>設計津波</mark> の偶発状態                                    |
|           | 津波に関する性能照査に当たっては、想定する津波が対象施設の近傍を震源とする地震により発生          | 設計津波に関する性能照査に当たっては、想定する設計津波が対象施設の近傍を震源とする地震に                        |
|           | する場合において、当該施設が、津波の作用を受ける前に、当該地震による地震動の作用を受けるこ         | より発生する場合において、当該施設が、設計津波の作用を受ける前に、当該地震による地震動の作                       |
|           | とを適切に考慮する必要がある。すなわち、津波に先行する地震動の作用による影響を考慮した上で、        | 用を受けることを適切に考慮する必要がある。すなわち、設計津波に先行する地震動の作用による影                       |
|           | 津波に関する性能照査を行う必要がある。なお、このような場合に想定される津波に先行する地震動         | 響を考慮した上で、設計津波に関する性能照査を行う必要がある。なお、このような場合に想定され                       |
|           | は、必ずしもレベル二地震動と同一ではないことに注意が必要である。                      | る設計津波に先行する地震動は、必ずしもレベル二地震動と同一ではないことに注意が必要である。                       |
|           | 16( 21 ) 0 0 · / = religion ( to at Celement 25 co) 0 |   |
| 第4編 施設編   |   | 13.7 偶発対応施設の護岸  |
| 第 4 章 外郭施 |   | 設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に対する安定性を検討する耐津波設計につ                        |
| 設         |   | いては、防波堤の耐津波設計ガイドライン 1)及び港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライ                    |
| 13 護岸     |   | <b>ン</b> 2)を参照することができる。   |
| P.917     |   |   |
|           |   | [参考文献]  |
|           |   | 1) 国土交通省港湾局:防波堤の耐津波設計ガイドライン, 2013.9                                 |
|           |   | 2) 国土交通省港湾局:港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン, 2013.11                      |
| 第4編 施設編   |   | (8) 偶発対応施設の廃棄物埋立護岸において、設計津波及び設計津波を超える規模の強さを有する津波に                   |
| 第10章 その他  |   | 対する安定性を検討する耐津波設計については、 <b>防波堤の耐津波設計ガイドライン</b> 20 及び <b>港湾におけ</b>    |
| の港湾施設     |   | る防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン3を参照することができる。                                   |
| 2 廃棄物埋立   |   |   |
| 護岸        | [参考文献]  | <br>  [参考文献]  |
| P.1372    | 1) 国土交通省港湾局:管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル(発行準備中)            | 1) 財団法人港湾空間高度化環境研究センター:管理型廃棄物埋立護岸設計・施工・管理マニュアル,                     |
|           |   | 2008.8  |
|           |   |   |

|  | 2) 国土交通省港湾局: 防波堤の耐津波設計ガイドライン, 2013.9          |
|--|---|
|  | 3) 国土交通省港湾局:港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン,2013.11 |